

奈良県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	鵜山 一夫	大和高田市大中三六一三
〃	松村 謙三	〃 市場三四七一二
〃	岡本 好史	〃 七五九一二
〃	守道 順啓	〃 四八一一一
〃	岡橋 重夫	〃 二〇一
〃	坂本 隆司	〃 一九五
〃	西岡 成憲	〃 二五三
〃	藤村 昌良	〃 二二五
〃	中岡 總夫	〃 四〇九
〃	松村 信彦	〃 四四三
〃	山本 謙一	〃 五九二一一
〃	嶋越 邦臣	〃 岡崎九
〃	嶋越 致和夫	〃 三一
監事	山口 繁秋	〃 市場四三〇一六
〃	上島 房三	〃 二〇〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中岡 總夫	大和高田市市場四〇九
〃	山口 善博	〃 新田七四五
〃	松村 謙三	〃 市場三四七一二
〃	藤岡 秀信	〃 一四七
〃	松村 信彦	〃 四四三
〃	守道 順啓	〃 四八一一一
〃	山本 謙一	〃 五九二一一

〃 監事 〃 〃 〃 〃 〃

岡橋 山口 嶋越 岡本 岡本 藤村 仲 坂口
重夫 繁秋 邦臣 秀治 隆弘 昌良 勝 康彦

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 二〇一 市場四三〇一六 岡崎九 〃 七五二 新田七四二一 二二 〃 二二五 〃 三四五一 〃 二三八